

# 福島原発避難者損害賠償請求事件

## 公正な判決を求める署名

福島地方裁判所いわき支部

裁判長裁判官 島村典男殿

裁判官 葛西功洋殿

裁判官 中村雅人殿

2012年、2013年、本事件の原告たち82世帯221名（第1陣）は、本訴訟を提起しました（2陣として110世帯、373人が係属しています）。原告たちのふるさとでの生活がどのようなものであったか、それを失った事実及び苦悩、さらに避難生活の過酷な実情は、すでに原告たちが貴裁判所法廷で話してきたとおりです。

現在、東京電力と国を被告として、全国各地の裁判所に約30もの集団訴訟が提起され、本訴訟は前橋地裁、千葉地裁、福島地裁本庁に次ぐ判決になります。

本件避難者訴訟は、避難者の訴訟としては全国でも最大規模の訴訟です。

また、貴裁判所の審理においては、原則として原告全世帯の本人尋問や三度にわたる被害地域での現地検証、故郷喪失に関する専門家である除本証人の尋問など、丁寧な被害立証がされてきました。

そのため、本件避難者訴訟の判決は、原発に最も近い裁判所が、避難者である原告たちの被害の実態を深く解明したうえで、全国最大規模の避難者訴訟の最初の判決としてなされるものであり、全国の同様の裁判をたたかう原告たちが強い期待をもって注視しています。

それは、貴裁判所の判決が、今後の全国の裁判の帰趨のみならず、原発被害者の権利救済の行く末を左右する判決だからです。

そこで、貴裁判所におかれては、何よりも原告たちの法廷内外の声に虚心に耳を傾け、また、被害地域の深刻な被害と損害の事実を直視して頂きたい。

そして、国民から付託された崇高な使命に基づき、被告東電の法的な責任を明確に認めるとともに、被告東電に対し原告たちが被っている深刻な被害を償うに足る損害賠償を命じる、歴史の審判に耐え得る公正な判決をされるよう、心から要請します。

氏 名	住 所

福島原発避難者訴訟原告団・福島原発被害弁護団

連絡先・取扱先

### 【なのはな生活協同組合】

〒263-0001 千葉県千葉市稲毛区長沼原町 678-2

TEL: 043-216-7087 FAX: 043-215-0510

### 【福島原発被害弁護団】

〒110-0015 東京都台東区東上野3-28-4

上野スカイハイツ504号

TEL: 03-5812-4671 FAX: 03-5812-4679